

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定） 改定概要

1. 主な改定内容

【第1編共通編】

○1-1-5 コリンス（CORINS）への登録

1. 登録

監督職員の確認方法を変更。

○1-1-19 建設副産物

6. 実施書の提示

「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出を提示に変更。

7. 建設副産物情報交換システム

工事登録証明書の提出を廃止。

○1-1-21 工事完成検査

3. 検査日の連絡

発注者が受注者に対して行う検査日の「通知」を「連絡」に変更。

○1-1-22 出来形検査等

6. 検査日の連絡

発注者が受注者に対して行う検査日の「通知」を「連絡」に変更。

○1-1-37 施工時期及び施工時間の変更

2. 休日または夜間の作業連絡

現道上の工事について、休日または夜間に作業を行う場合の理由書の提出を廃止。

○1-1-38 工事測量

1. 一般事項

受注者が監督職員に対して行う測量結果の提出を、監督職員が求めた場合に測量結果が分かる資料を提示することに変更。

○1-1-46 ウィークリースタンスの推進

ウィークリースタンスに取り組むことを追記。

○第2章第2節 適用すべき諸基準

発刊年月は参考とし、最新版を使用することを追記。（以下、適用すべき諸基準の記述は同様に追記。）

【第3編土木工事共通編】

○1-1-3 監督職員による確認および立会等

1. 立会依頼の連絡

受注者が発注者に対して行う立会依頼の方法を、書面の提出から連絡に変更。

○1-1-5 工事完成図書の納品

1. 一般事項

工事完成図書として提出する書類を一部削減。

2. その他

○技術基準等の制定年月日等の変更。

○表現の適正化など